

○監査公表
福島県監査委員

目
次

福島県監査委員



毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

平成29年3月28日

福島県監査委員															
柳宮美智子	沼下馬千代	純雅武志	柳宮美智子												
(監査総務課)															

平成29年3月28日（火曜日）
福島県報号外第22号別冊

平成28年度
行政監査結果報告書
「防災体制の整備状況について」

平成29年3月

福島県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
第2 県防災計画の修正と監査対象	3
I 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し	3
II 全国の災害発生等を踏まえた見直し	4
表1 監査対象の防災体制、関係項目	6
第3 監査の結果	7
1 県の応急活動体制について	7
2 災害情報の収集・伝達体制について	8
3 避難体制について	9
4 応急物資の調達・供給体制について	11
5 医療救護体制について	12
6 緊急輸送体制について	13
7 雪害・火山災害防災体制について	13
8 防災訓練体制について	16
第4 監査委員意見	18
1 県の応急活動体制について	18
2 災害情報の収集・伝達体制について	18
3 避難体制について	19
4 応急物資の調達・供給体制について	19
5 医療救護体制について	19
6 緊急輸送体制について	20
7 雪害・火山災害防災体制について	20
8 防災訓練体制について	20
9 終わりに	21
表2 職員動員体制の整備状況（勤務時間外等の全員参集）	22
表3 福島県地域防災計画又は福島県業務継続計画（本庁・地方）に基づく各機関の業務マニュアル等の整備状況	23

参考資料

- 1 福島県地域防災計画（一般災害対策編）
 - 2 福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
- ※1、2とも添付省略

第1 監査の概要

1 テーマ

防災体制の整備状況について

2 目的

平成23年の東日本大震災や新潟・福島豪雨は本県に甚大な被害をもたらしたが、その後も全国において、平成26年の豪雪、広島市で発生した土砂災害及び御嶽山の噴火等の自然災害が多発している。

こうした近年の災害対応の教訓を踏まえ、県では、地震・津波災害、風水害、雪害、火山災害等について、地域防災計画の見直しを行い、本年度新設された県庁北庁舎に危機管理センターを整備するなど、防災体制の強化を図ってきている。

については、県の災害対策本部組織、関係機関との連携・情報連絡及び防災訓練等、県の防災体制が適切に見直され、有効に機能するものとなっているかを監査し、防災体制の更なる整備促進に資する。

3 対象

(1) 防災体制

福島県地域防災計画の一般災害対策編及び地震・津波災害対策編（以下「県防災計画」という。）については、平成24年度以降、東日本大震災や全国で発生した大規模な災害の教訓を踏まえ、初動対応の見直しや各種災害対策等の修正が行われた。

これにより見直された、応急活動、災害情報の収集伝達、避難、物資の調達・供給、防災訓練等、ソフト的な予防・応急対策に係る県の防災体制を対象とした。

(2) 機関

上記（1）に係る業務対応の主体となる県の所属を対象機関とし、県防災計画に記載された担当所属及び事前調査の回答を基に、部局及び地域バランスを考慮し、次の県所属19機関を選定した。

本庁：12総室等（財務総室、危機管理総室、地域づくり総室、生活環境総室、保健福祉総室、生活福祉総室、観光交流局、森林林業総室、企画技術総室、道路総室、河川港湾総室、警察本部）

出先：7公所（県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局、県中保健福祉事務所、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

また、関係人調査を5市（福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、相馬市）及び3団体（福島県老人福祉施設協議会、福島県石油業協同組合、公益社団法人福島県トランク協会）に実施した。

4 実施時期

平成28年4月から平成29年3月まで

5 実施方法

事前調査等による資料を基に事務局職員が実地調査を実施し、その結果を踏まえ監査委員による書面監査を実施した。

6 着眼点

監査対象として抽出し、県防災計画の構成を基に分類した防災体制ごとに、以下の着眼点により監査を実施した。

- (1) 防災体制の見直しがなされているか。
- (2) 防災体制の具体的検証はなされているか。
- (3) 災害発生時の準備措置はなされているか。
- (4) 災害発生時訓練は実施されているか。
- (5) 情報の確保、提供体制は確認されているか。
- (6) 関係機関との連携体制は十分か。

第2 県防災計画の修正と監査対象

県防災計画は、東日本大震災とその後全国で発生した大規模な災害の教訓等を踏まえ、平成24年度～平成27年度に大きく見直された。県防災計画の見直しの経緯と、その主要部分として今回抽出した防災体制の概要は、次のとおりである。

I 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し

平成24年10月に県がまとめた東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題や、国の災害対策基本法の改正等を反映した県防災計画の修正。

1 初動対応を中心とした見直し（平成24年度修正：平成24年11月29日防災会議）

(1) 県災害対策本部体制等

ア 県災害対策本部を見直し、原子力災害のみならず自然災害の場合も原子力災害に備える原子力班を設置するとともに、災害の固有の突発的な業務に対応するプロジェクトチームを設置できる体制を整備。

（→項目名：原子力班、プロジェクトチームの設置）

イ 災害発生後からの初期対応（1週間程度）を時系列、災害応急対策業務ごとに行動計画を整備。

（→項目名：時系列行動計画の整備）

(2) 県と市町村間の連絡体制

ア 大規模災害発生時に必要な市町村へ、衛星携帯電話等を備えた情報連絡員（リエゾン）を派遣。

（→項目名：市町村への情報連絡員（リエゾン）の派遣）

イ 災害発生直後に、市町村長と直接連絡を行うホットライン方式により被災市町村の情報を収集。

（→項目名：ホットライン方式による情報収集）

ウ 市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員派遣、ヘリコプターや各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして情報を収集。

（→項目名：あらゆる手段を尽くした情報収集）

(3) 広域避難への対応

ア 被災市町村が市町村域を越える避難を行う場合、受入先となる県内市町村や県外の都道府県との調整スキームを整備。

（→項目名：市町村域を越える県内外への避難の調整）

イ 病院の入院患者や社会福祉施設の入所者等を広域避難させる場合、受入元と受入先の連絡調整や輸送手段の確保を行い、施設が定める広域避難計画どおりに実施。

（→項目名：入院入所者の広域避難の連絡調整）

(4) 物資の確保

ア 災害時応援協定を県防災計画に位置づけ、自治体間や民間事業者等と連携して物資を調達。

（→項目名：北海道・東北各県等との応援物資調達の協定）

イ 福島県石油業協同組合（以下「県石油業協同組合」という。）と協定を締結し、

避難所や緊急通行車両等の燃料を安定確保。

(→項目名：県石油業協同組合との燃料確保の協定)

ウ 福島県倉庫協会（以下「県倉庫協会」という。）や公益社団法人福島県トラック協会（以下「県トラック協会」という。）と協定を締結し、物資の受入れ、保管管理及び配送等を行う物資供給拠点体制を整備。

(→項目名：県倉庫協会等との物資供給拠点の協定)

2 津波災害対策の強化を中心とした初動対応以外の見直し

(平成25年度修正：平成26年2月13日防災会議)

（1）津波災害対策の強化

ア 津波防災訓練を県、市町、関係機関が相互に連携して実施。

(→項目名：津波防災訓練における県、市町、関係機関の相互連携)

II 全国の災害発生等を踏まえた見直し

平成26年の豪雪災害、広島土砂災害、御嶽山噴火災害等の近年の災害対応の教訓に基づく法改正や、避難勧告等に関する国ガイドラインの改定等を反映した県防災計画の修正。

1 各種災害対策の修正（平成26年度修正：平成27年2月12日防災会議）

（1）雪害対策の修正

ア 豪雪災害で顕在化した応援体制の不備、道路管理者間の連携不足等の問題を解決するための見直しなど。

(→項目名：雪害予防体制の整備)

イ 豪雪による車両の立ち往生が発生した際の食料の提供、孤立した集落への情報提供。

(→項目名：豪雪による車両の立ち往生、孤立した集落等に対する連携・情報提供)

（2）土砂災害対策の修正

ア 土砂災害危険箇所やとるべき避難行動等の周知。

(→項目名：土砂災害危険箇所等の周知)

イ 土砂災害防止法改正を踏まえ、基礎調査結果の公表。

(→項目名：土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

（3）火山災害対策の修正

ア 国、関係市町村、防災関係機関、火山専門家と平常時からの連携を確立し、噴火時等の避難対策等を共同で検討する「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」を設置。

(→項目名：吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の設置)

イ 住民、登山者及び観光客等に対し、火山災害の危険性について周知・啓発。登山情報及び観光情報においても、登山者及び観光客に周知・啓発。

(→項目名：住民、登山者及び観光客等に対する周知・啓発)

ウ 火山地域で登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発。

(→項目名：登山届等提出の周知・啓発)

エ 防災機関、住民、登山者及び観光客等に参加を求め、火山防災マップを活用するなど、実践的な防災訓練を実施。

(→項目名：火山防災訓練の実施)

2 国ガイドライン改定等の反映（平成26年度修正：平成27年2月12日防災会議）

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定

ア 国ガイドラインを踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難勧告等の判断基準を策定する市町村への技術的助言。

(→項目名：市町村が行う避難勧告等の判断基準策定への助言)

イ 市町村が避難勧告等を的確に発令できるよう情報提供、助言。

(→項目名：市町村が行う避難勧告等への助言)

(2) 防災基本計画の修正

ア 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示。

(→項目名：緊急通行車両の通行ルート確保のための広域的な見地からの指示)

3 土砂災害への対策強化等の修正（平成27年度修正：平成28年2月1日防災会議）

(1) 土砂災害への対策強化

ア 土砂災害警戒情報が発表された場合、市町村が直ちに避難勧告を発令することを基本とするため、基礎調査の結果公表に当たって土砂災害警戒区域等に相当する区域を明示するとともに、土砂災害警戒情報とこれを補足する情報（メッシュ情報）を提供。

(→項目名：土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表（再掲）、市町村が行う避難勧告等の判断基準策定への助言（再掲）－Ⅱ1（2）イ、2（1）アと同じ）

(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

ア 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の部隊は合同調整所を設置し、部隊間の情報共有や活動調整を実施。

(→項目名：災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置)

(3) 医療救護活動体制・要配慮者対策の充実

ア 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成・派遣して被災地の精神保健医療活動を行い、避難所において応急的な介護支援等を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備。

(→項目名：「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」及び「災害派遣福祉チーム」に係る調整）

以上の項目を県防災計画の構成を基にして防災体制ごとに分類し、「監査対象の防災体制、関係項目」として、表1のとおり定める。

表1 監査対象の防災体制、関係項目

防災体制	関係項目
1 県の応急活動体制	①原子力班、プロジェクトチームの設置
	②時系列行動計画の整備
	③災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置
2 災害情報の収集伝達体制	④市町村への情報連絡員(リエン)の派遣
	⑤ホットライン方式による情報収集
	⑥あらゆる手段を尽くした情報収集
3 避難体制	⑦市町村域を越える県内外への避難の調整
	⑧入院入所者の広域避難の連絡調整
	⑨市町村が行う避難勧告等の判断基準策定への助言
(2) 避難勧告等の発令・周知(水害・土砂災害・高潮災害・津波災害)	⑩市町村が行う避難勧告等への助言
	⑪土砂災害危険箇所等の周知
	⑫土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表
4 物資の調達・供給体制	⑬北海道・東北各県等との応援物資調達の協定
	⑭県石油業協同組合との燃料確保の協定
	⑮県倉庫協会等との物資供給拠点の協定
5 医療救護体制	⑯「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」及び「災害派遣福祉チーム」に 係る調整
	⑰緊急通行車両の通行ルート確保のための広域的な見地からの指示
7 雪害、火山災害 防災体制	⑱雪害予防体制の整備
	⑲豪雪による車両の立ち往生、孤立した集落等に対する連携・情報提供
	⑳吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の設置
8 防災訓練体制	㉑住民、登山者及び観光客等に対する周知・啓発
	㉒登山届等提出の周知・啓発
	㉓火山防災訓練の実施
	㉔津波防災訓練における県、市町、関係機関の相互連携

第3 監査の結果

1 県の応急活動体制について

ア 原子力班、プロジェクトチームの設置（①）

原子力班については、「災害対策本部原子力班初動マニュアル」を策定して「活動の開始」、「各チームの業務詳細」等を規定しており、活動体制が整備されている。

プロジェクトチームについては、福島県災害対策本部規程で位置づけられ、県本部「総括班マニュアル」及び「物資班マニュアル」に、「石油類の供給が途絶した場合などにプロジェクトチームを発足させ専任チームで対応する」として、設置する場合が想定されている。

イ 時系列行動計画の整備（②）

災害応急対策の時系列行動計画は、初動対応における標準的な災害応急対策業務（52業務）について、発災後1週間以内を目安に主要な対策を時系列に示しており、各部局の業務継続計画にも関連するものとなっている。この災害応急対策業務を含む非常時優先業務を執行するため、平成27年2月に危機管理総室が福島県業務継続計画（本庁版）を、平成28年2月に各地方振興局が地方業務継続計画を策定し、全庁的な推進体制の整備を図っている。

なお、各災害応急対策業務の執行において、「災害対策本部体制」、「職員の動員」及び「災害応急対策業務マニュアル」が重要になることから、各対象機関にこれらの対応状況を確認した。その結果は以下のとおりである。

【災害対策本部体制】

現在、県災害対策本部（以下「県本部」という。）は、東日本大震災の発生から継続設置され、総括班と原子力班は班体制を維持しており、今回調査を実施した災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）も継続設置されている。

今後、大規模な災害が発生した場合、新たな県本部及び地方本部を、災害の種類や規模に応じて設置・運営することとなるが、東日本大震災の災害対応と併せて行うこととなる。

【職員の動員】

勤務時間外、休日等に震度6弱以上の地震等の大規模災害が発生した場合等の職員全員の動員について、県防災計画、職員行動マニュアル及び業務継続計画により、伝達は防災連絡員を通じたあらかじめ定められたルートによること、登庁場所は所属が原則であるが参集できない場合は最寄りの県機関等とすること、登庁時の交通手段は自動車を使用せず徒歩を原則とすること、定期的な教育・訓練等を実施することなどを定め、職員の動員体制が整備されている。

対象機関においては、これらのマニュアル等のとおり実施する体制が、おおむね整備されているが、参集場所について把握していない所属が7機関、登庁時の交通手段について把握していない所属が8機関あった。職員の教育・訓練等については、所属独自の取組とともに、県本部・地方本部事務局指定職員を対象とした訓練等への参加により、おおむね実施されている（表2参照）。

【災害応急対策業務マニュアル】

各部局等における応急対策業務マニュアル等の策定について、県防災計画に「各機関はマニュアル等を作成し、具体的推進に努める」こととし、福島県業務継続計画（本庁版）及び地方業務継続計画においても、同様の必要性が記されている。

対象機関における当該マニュアルの整備状況を確認した結果、部分的な整備となっている機関も見受けられたが、おおむね整備されている（表3参照）。

ウ 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置（③）

警察本部において、東日本大震災以降の災害警備体制等を見直し、平成28年7月に策定した「緊急事態等における福島県警察の初動措置に関する訓令」及び「福島県警察災害警備計画」に、現地指揮所、関係機関等の合同調整所への要員派遣について規定し、必要な訓練も実施しており、合同調整所の体制が整備されている。

ただし、合同調整所の設置に係る連絡調整について明示されておらず、訓練時はその主催者が調整し実施している。

2 災害情報の収集・伝達体制について

ア 市町村への情報連絡員（リエゾン）の派遣（④）

県リエゾンについて、県本部事務局（危機管理総室）において、「大規模災害発生時等における情報連絡員の派遣に関する要領」及び「情報連絡員（県リエゾン）マニュアル」（以下「県リエゾン要領・マニュアル」という。）を策定・更新しており、活動体制が整備されている。

地方本部からの派遣については、県リエゾン要領・マニュアルに、職員の指定、派遣基準、活動内容等について具体的に規定し、指定された全職員を対象としたテレビ会議利用による研修、平成27年度福島県総合防災訓練におけるリエゾン派遣訓練等の教育・訓練を実施している。

また、抽出した地方本部の機関においても、県リエゾン要領・マニュアルに沿って、以下のとおり職員の指定及び必要な訓練・研修を実施していることを確認した。なお、平成28年11月の地震の際には、相双地方本部から県リエゾン10人を浜通り5市町に派遣した。

県本部からの派遣については、県リエゾン要領・マニュアルに「災害対策地方本部に甚大な被害が生じて派遣が困難な場合など」と規定し、極めて例外的な状況における派遣が想定されており、状況に応じてその都度職員を選定することとしている。

【県北地方本部事務局】

県北建設事務所において2名が指定され、県北地方本部事務局（県北地方振興局）主催の訓練や研修に参加している。

【県中地方本部事務局】

県中地方振興局において、「情報連絡員の活動フロー（暫定版）」を県中地方独自に作成して、活動フロー・報告様式、使用する衛星携帯電話・車両等を具体的

に示している。また、市町村ごとに第1～3順位の3名を指定して交代ローテーション体制を整備し、地方本部による発電機や衛星携帯電話の使用訓練、管内市町村主催の防災訓練等に参加して実践的な訓練を実施している。

県中保健福祉事務所において4名が指定され、県中地方本部事務局（県中地方振興局）主催の研修や市町村の総合防災訓練に参加している。

【県南地方本部事務局】

県南建設事務所において、（正）1名、（副）3名が指定され、県南地方本部事務局（県南地方振興局）主催の研修会に参加している。

【会津地方本部事務局】

会津地方振興局において、市町村ごとに正副各2名を指定し、使用する衛星携帯電話や車両を定め、会津若松市で実施された県総合防災訓練等に参加して実践的な訓練を実施している。

【相双地方本部事務局】

相双地方振興局において、「福島県災害対策相双地方本部情報連絡員要領」を相双地方独自に策定し、派遣対象市町村や派遣職員（原則として、人数は1市町村2名、主査以上）等を定めている。また、使用する衛星携帯電話や車両を定め、地方本部による通信連絡訓練、管内市町村主催の防災訓練等に参加して実践的な訓練を実施している。

【いわき地方本部事務局】

いわき建設事務所において4名が指定されている。

イ ホットライン方式による情報収集（⑤）

県本部事務局（危機管理総室）において、県本部「総括班マニュアル」に、情報収集の方法（各部局に市町村担当を割振り、防災電話で実施）、連絡先一覧（県各所属と各市町村の担当職・電話番号を記載）等を定めており、情報収集体制が整備されている。

ただし、平成26年1月以降更新されていないため、連絡先一覧の県組織名が現時点と一致しないなどの細かい不備が見受けられた。また、県中・会津・相双地方本部事務局、関係人調査を実施した5市においては、当該方式がよく理解されていなかった。

ウ あらゆる手段を尽くした情報収集（⑥）

県本部マニュアル等に記載はないが、県本部事務局（危機管理総室）において、県防災計画に例示された、「被災地への職員派遣」については情報連絡員（リエゾン）の派遣を、「ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用」については、消防防災ヘリコプターや車載移動局による移動無線通信、衛星可搬局（映像伝送、ファクシミリ）及び衛星携帯電話等を想定しており、県防災計画に既出した手段として整備されている。

3 避難体制について

（1）広域避難への対応

ア 市町村域を越える県内外への避難の調整（⑦）

県本部事務局（危機管理総室）において、県本部「広域応援・避難班マニュアル」に、避難元市町村と避難先市町村（都道府県）との調整に関するスキームや手順等を記載しており、県本部が一元的に対応する体制が整備されている。

イ 入院入所者の広域避難の連絡調整（⑧）

県本部事務局（危機管理総室）において、県本部「救援班マニュアル」に、「病院・社会施設等からの要望があれば、受入元、受入先の病院・施設間の連絡調整について救援班が総括し、各部班と協力して実施する」とし、救援班による総括、広域応援・避難班による輸送手段の確保、各部班による避難先調整の役割分担が明示されている。

保健福祉部において、「保健福祉部災害対応マニュアル」に、被災施設の避難（受入先）調整フロー等を作成し、障がい者施設及び精神科病院は調整中であるものの、施設ごとの調整体制がおおむね整備されている。また、救護施設と高齢者福祉施設等の受入先調整について、団体に加入していない小規模な施設等はこれからであるが、各施設の全国・地域レベルの施設団体の協定等に基づき実施される体制が整備されている。

(2) 避難勧告等の発令・周知（水害・土砂災害・高潮災害・津波災害）

ア 市町村が行う避難勧告等の判断基準策定への助言（⑨）

県防災計画による市町村への助言機関は、河川港湾総室及び建設事務所であるが、国ガイドラインの説明や判断基準策定の進捗状況を把握する調査については、危機管理総室が担当しており、危機管理総室が把握する各市町村の判断基準策定の進捗状況等の情報が、河川港湾総室や建設事務所と十分に共有されていない。

関係人（市）において、避難勧告等の判断基準は策定済みであるが、大枠を示す暫定的な基準となっているものがあった。

イ 市町村が行う避難勧告等への助言（⑩）

市町村から避難勧告等に係る助言を求められたことはないが、河川港湾総室及び建設事務所において、避難勧告等の判断に必要な情報を提供し、必要に応じた状況確認や助言を実施している。

関係人（市）において、土砂災害警戒判定メッシュ情報は短時間で表示が変わるために、発令のタイミングが難しいとの意見があった。

（河川港湾総室）

洪水（水害）・津波・高潮災害について、水防計画に基づく避難判断に関する河川の水位、津波、潮位・波高の観測値や、福島県河川流域総合情報システムによる雨量の超過、各河川の水位等の情報を提供している。

土砂災害について、気象庁と県発表による市町村単位の土砂災害警戒情報や、福島県河川流域総合情報システムによる土砂災害警戒判定メッシュ情報（1キロメッシュ）を提供している。

（県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

洪水（水害）について、本府から伝達される河川の水位、雨量の情報を提供し

ている。

土砂災害について、土砂災害警戒情報の到達や対応状況を確認している。

県南地方水災害対策協議会幹事会において、豪雨災害や土砂災害についての情報提供、市町村と合同での土砂災害情報伝達訓練を実施している。

ウ 土砂災害危険箇所等の周知（⑪）

河川港湾総室及び建設事務所において、平成14年度及び平成15年度に総点検した「土砂災害危険箇所」全8,689か所について、福島県河川流域総合情報システムにより公表し、併せて、市町村の地域防災計画や防災ハザードマップへの掲載に反映されるよう、土砂災害危険箇所調書及び土砂災害危険箇所図を市町村に情報提供している。

森林林業総室においては、所管する「山地災害危険地区（地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区の3地区の総称）」の指定・解除の通知に位置図を添付して関係市町村に情報提供するとともに、市町村の地域防災計画への掲載及び地域住民への周知を要請している。そのほか、福島県ホームページ「ふくしま森マップ」で山地災害危険地区の位置情報を確認できるようにしている。

エ 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表（⑫）

土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施について、河川港湾総室及び建設事務所において、平成26年度の法改正に基づき、保全人家が存在する等優先して実施すべき土砂災害危険箇所（7,867か所）の基礎調査結果の公表を平成31年度までに完了することを目標に実施している。

基礎調査結果については、土砂災害の危険性の早期周知の観点から、調査結果がまとまった箇所から、順次、事前に関係市町村に通知して、土砂災害警戒区域指定前である旨の表示を付した関係図書を各建設事務所のホームページで公表し、その後、住民説明会等を終えて土砂災害警戒区域に指定された場合は、建設事務所のホームページから削除して河川港湾総室砂防課のホームページに公表している。

4 応急物資の調達・供給体制について

ア 北海道・東北各県等との応援物資調達の協定（⑬）

県本部事務局（危機管理総室）において、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互援助に関する協定」、「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県5県相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等の自治体相互応援や、生活環境班（生活環境総室）における福島県生活協同組合連合会との「災害時における物資供給の協力に関する協定」を始めとする民間協定等、233件（平成28年7月1日現在）の協定を締結し、他の都道府県や民間団体等との応援・協力体制が整備されている。なお、県中・会津・相双地方本部事務局において、当該地方に保管されている県備蓄物資について、その保管場所の鍵を管理している。

イ 県石油業協同組合との燃料確保の協定（⑭）

県本部事務局（危機管理総室）において、県石油業協同組合と「災害時等における燃料等の供給に関する協定書」及び当該協定に係る実施細目を締結し、要請対象となる燃料や供給対象となる施設及び車両等を定め、供給拠点となる災害対応中核給油所及び小口配送拠点の一覧や担当責任者名簿等を県・地方本部及び当組合で共有し、燃料の備蓄体制、優先給油体制が整備されている。なお、当組合内では、各支部を拠点として災害発生時の給油所の営業・被災状況を把握する情報収集体制が整備されている。

また、ヘリコプターに必要なジェット燃料については、毎年度県石油業協同組合と締結する「ヘリコプター燃料単価契約」に、災害時も含め通年無休で供給する場所・方法を定めており、供給体制が整備されている。

ウ 県倉庫協会等との物資供給拠点の協定（⑯）

応援物資の調達・供給については、県本部「物資班マニュアル」に、被災市町村からの要請に基づく必要数量の算出、県トラック協会の協力による県備蓄物資等の搬出、他の都道府県からの緊急物資受入等に関する県倉庫協会の協力による民間倉庫の優先利用等を定めている。

県本部事務局（危機管理総室）において、県倉庫協会と「災害時における物資の保管等に関する協定書（平成26年3月）」を締結し、救援物資の受入れ、仕分け、保管・管理及び出庫のほか、県本部への物流専門家の派遣等について定めており、民間倉庫の協力体制が整備されている。また、県トラック協会と「災害時における緊急・救援輸送に関する協定書（平成9年12月）」（以下「輸送協定」という。）を締結して緊急輸送の実施等について定め、「災害時等における緊急物資の受入れ、管理・保管及び配送を行う施設の運営等に関する協定書（平成20年3月）」（以下「施設運営協定」という。）を締結して、県・市町村物流施設の開設・運営や物流専門家の派遣等について定めており、物資の緊急輸送等の協力体制が整備されている。

ただし、関係人の県トラック協会から、輸送協定については震災以降も修正の必要は生じていないが、施設運営協定について、県・市町村物流施設の開設・運営に係る業務の実施は困難なため、見直しを県に要請していることが説明された。

5 医療救護体制について

ア 「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」及び「災害派遣福祉チーム」に係る調整（⑯）

【災害派遣精神医療チーム（D P A T）】

生活福祉班（生活福祉総室）において、平成26年度から福島県災害派遣精神医療チーム運営協議会を開催して準備を進めてきたが、国（厚生労働省）策定の「D P A T活動マニュアル（平成27年1月）」、県の「保健福祉部災害対応マニュアル」の「災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣調整フロー」により、派遣の流れを含む全国の枠組みや活動内容等が定められ、活動体制がおおむね整備されている。福島県独自の活動マニュアルについても、災害派遣医療チーム（D M A T）

や自衛隊との連携、災害対策本部救援班との関係等についての検討後に整備する予定である。

平成28年2月にD P A T 統括者及び先遣隊を国事務局に登録し、平成28年4月の熊本地震発生時には福島県D P A T を派遣した実績がある。平成28年度は班編制、資機材の整備及び研修の開催を進める予定となっている。

【福島県災害派遣福祉チーム】

生活福祉班（生活福祉総室）において、「福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（平成27年2月策定）」に、協力法人等によるチーム員予定者の登録、チームの派遣・編成、活動等の大綱を定め、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会が策定した「福島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル（平成28年3月）」に具体的な活動について規定され、「保健福祉部災害対応マニュアル」には「災害派遣福祉チームの派遣調整（県内）に関する対応フロー」、「災害派遣福祉チームの派遣要請から派遣終了までの流れ」を定めており、活動体制が整備されている。

上記の設置運営要綱に基づき法人・施設等と「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結し、チーム員予定者の登録は累計で192人（平成28年3月末現在）となっている。活動実績はまだないが、防災訓練への参加やスキルアップ研修の実施等により、チーム員の資質向上を図っている。

6 緊急輸送体制について

ア 緊急通行車両の通行ルート確保のための広域的な見地からの指示（⑯）

災害対策本部事務局（危機管理総室）において、県本部「広域応援・避難班マニュアル」に、緊急輸送路の確保に係る現状把握、ルートの検討、交通規制及び情報提供について記載しているが、「道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から行う指示」に関する記載はない。

道路班（道路総室）、県北建設事務所、県南建設事務所及びいわき建設事務所において、除雪作業による幹線道路の通行止めの際の市町村道への迂回等、市町村と協議して道路管理上の必要な措置を講じている。

警察本部において、「大規模災害時における交通規制要領（マニュアル）」に、指定が予定されている緊急交通路、迂回路の確保や誘導のための規制について定めている。

7 雪害・火山災害防災体制について

（1）雪害対策

ア 雪害予防体制の整備（⑰）

雪害に関する情報提供の円滑化や関係部局及び関係地方振興局との連絡調整を行う会議の開催について、地域づくり総室において、「福島県豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会」を毎年開催し、国・県等関係機関における豪雪対策の報告、課題・対応の事例発表、意見交換等を行っている。出席者

は、福島県豪雪地域対策連絡協議会の委員である会津・南会津地方の市町村・関係機関が中心で、豪雪地帯における対策が主な内容となっている。危機管理総室においては、災害対策課が当該会議に出席し、雪による被害状況や予防・応急対策等について説明している。

イ 豪雪による車両の立ち往生、孤立した集落等に対する連携・情報提供（19）

【道路の雪害対策】

道路班（道路総室）、県北建設事務所、県南建設事務所及びいわき建設事務所において、道路雪害対策本部活動要領（平成27年2月策定）により道路雪害対策本部・地方本部各班の業務分担の明確化を図り、各建設事務所管内ごとに「冬期道路交通円滑化連絡協議会」を設置して異常降雪への対応等について検討した結果を、「除雪業務改善のためのアクション・プラン」（平成26年8月策定、平成28年8月改訂）に取りまとめており、除雪業務の連携体制が整備されている。

【迅速な道路情報の提供】

県本部事務局（危機管理総室）において、道路通行規制情報も含む「大雪警報による被害状況即報」のファクシミリ等による市町村、警察班（県警察災害警備本部）、地方本部（地方振興局）及び報道機関への提供、福島県公式ツイッターを使用しての道路通行規制情報の提供等について、県本部「情報班マニュアル」、「広報班マニュアル」及び「ツイッターによる防災・災害等情報発信に係る取扱要領」に記載しており、情報提供体制が整備されている。

道路班（道路総室）において、道路管理システムによる各建設事務所が入力した通行止め情報等の県道路管理課ホームページへの掲載、ライブカメラ（平成26年2月豪雪前は県内74か所）の中通り・浜通りを中心とした増設、テレビ局・ラジオ局、ローカルFM局及びケーブルテレビとの連携やフェイスブックなどのSNSの活用による緊急時の情報発信等を実施しており、情報提供体制が整備されている。

建設事務所において、県管理の道路情報板（電光掲示板）により、峠で立ち往生が発生した場合の迅速な表示、警察署や委託事業者等から提供される情報を活用した提供等を行っている。

警察班（県警察災害警備本部）において、通行止めが生じた場合、報道機関に対して道路交通情報の提供を行っている。

【運転者等のための避難所の設置、食料の提供】

県本部事務局（危機管理総室）において、豪雪による立ち往生車両が発生した場合は、道路班（道路総室）から同事務局（危機管理総室）に情報が入ることとなっており、参考基準にかかわらず職員が参考する体制が整備されている。

また、冬期交通確保の連絡体制により、各道路管理者等との情報連絡網が整備されており、道路管理者から要請があれば、県が締結している災害応援協定に基づき沿線ガソリンスタンドの営業時間の延長やコンビニエンスストアでの飲料水等の提供を行うほか、長期化が見込まれるときは、県が保有する備蓄食料・飲料の提供や、沿線市町村にドライバー向け避難所の開設等を依頼することとしてお

り、平成26年2月の豪雪時には、沿線市町村や災害時応援協定の締結先、防災関係機関に依頼し、ドライバー向けの避難所設置や食料の提供を実施している。こうしたドライバー向けの避難所設置や食料の提供について、県本部が全県的に関係機関と連携して対応することとし、この仕組みを、会津地方の関係機関と情報共有している。

道路班（道路総室）、県北建設事務所、県南建設事務所及びいわき建設事務所において、所管する道路の管理者として、立ち往生が発生した関係市町村に可能な協力をを行う。

警察班（県警察災害警備本部）において、除雪は道路管理者、人道上の措置は市町村と認識しているが、人命に関わる場合は、現場の警察活動において可能な対応を行う。

【孤立集落等への情報提供】

県本部事務局（危機管理総室）において、県本部マニュアルに孤立集落等への情報提供に関する記載はないが、報道を通じた「大雪警報による被害状況即報」、ツイッターによる防災・災害等情報の提供を想定している。また、情報収集については、道路管理者、市町村からの報告により把握することとしている。

警察班（県警察災害警備本部）において、災害発生のおそれがある地区及び災害発生時に孤立可能性がある集落等、県内231地区を対象に、「災害情報協力員」各1名を選定して情報提供を受ける体制を整備し、災害情報の収集体制強化が図られている。

（2）火山災害対策

ア 吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の設置（⑩）

危機管理総室において、改正活動火山対策特別措置法に基づく法定協議会として、吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山防災協議会を設置し、下部組織にコアグループ会議も設置して機動的に運営する体制が整備されている。平成28年2月に、国、県、防災関係機関、関係市町村及び火山専門家等の委員が参加して、3火山合同で設立の協議会を開催し、火山ごとの広域的な方針等について協議・検討されている。

関係市町村が策定する各火山の避難計画については、同協議会で確認した予定どおり進捗しており、吾妻山・安達太良山の2火山については、平成28年度内に全ての関係市町村で火山防災ハザードマップの作成が終了し、吾妻山（福島市）の「水蒸気噴火した場合の避難計画」のみとなっている避難計画についても、今後、策定が進む見通しである。磐梯山については、噴火シナリオが作成され、火山防災ハザードマップの作成がこれから段階にある。

企画技術総室において、磐梯山、安達太良山、磐梯山の火山防災協議会に参画して火山活動状況等の情報を収集し、道路・河川・建築等の関係総室と共有し、また、具体的なフローによる緊急時の関係総室への連絡体制も確立され、機能するものとなっている。

県北建設事務所において、磐梯山、安達太良山の火山防災協議会に参画して火

山活動状況等の情報を収集し、吾妻山における県道福島吾妻裏磐梯山線（スカイライン）の車両通行に関する注意喚起のための表示や関係土木施設の維持管理を実施している。

イ 住民、登山者及び観光客等に対する周知・啓発（㉑）

危機管理総室において、県ホームページ（災害対策課）に「火山に対する備え」のチラシを掲示して一般住民向けの留意事項等を周知し、吾妻山、安達太良山、磐梯山の3火山の活動状況に関する情報を、県ホームページから気象庁ホームページとリンクさせるなど、火山災害の危険性等を周知している。

観光交流局において、ホームページに火山災害関係ページへのリンク作成以外に周知しているものはないが、同局が事務局の福島県山岳遭難対策協議会では、「福島登山の7つの心得」（印刷チラシ・ホームページ）に県内5活火山の危険性について掲載し、関係団体の県観光物産交流協会では、「福島県ハイキング・トレッキングガイドブック」（ホームページ）に一切経山（吾妻山）火山性ガスに対する注意について掲載している。

道路総室において、県北建設事務所の道路管理マニュアルにより、吾妻山の噴火警戒レベルに応じた福島吾妻裏磐梯線（スカイライン）の通行止め、通行規制、通行注意に関する情報を浄土平施設（浄土平レストハウス、浄土平ビジターセンター及び浄土平天文台）に提供し、道路利用者に対しては、道路の予告表示板による誘導、立て看板により注意喚起を実施しており、他の火山においても警戒レベルに応じて同様に対応する想定となっている。

なお、気象庁が発令する噴火警報については、県から市町村に伝達後、市町村から住民、登山者、観光客に周知される。また、気象庁や研究機関の常時観測固定カメラによるリアルタイムの映像情報を県も閲覧できることから、速やかな状況把握、消防防災ヘリコプターの派遣準備等の初動対応が可能となっている。

ウ 登山届等提出の周知・啓発（㉒）

観光交流局において、同局が事務局の福島県山岳遭難対策協議会が作成するチラシ「福島登山の7つの心得」に登山届（入山者カード）の提出について記載し、各地区を通して登山者に配布している。また、同協議会のホームページに同チラシを掲載し、周知・啓発している。

警察本部において、郵送、ファクス、インターネット及びQRコードによる携帯電話メールにより、登山届を提出できる仕組みを構築している。様式を含む登山届の提出に関する情報について、警察本部ホームページ、県政広報テレビ番組や県警ラジオ番組での放送、関係駐在所の広報紙への掲載及び出版社（昭文社）が発行する地図へのQRコード掲載等により周知している。

8 防災訓練体制について

ア 火山防災訓練の実施（㉓）

危機管理総室において、福島市が避難計画を策定している吾妻山における火山災害時の対応について、吾妻山火山防災協議会の主催で、平成28年4月に「浄土

平避難誘導訓練」、9月に「吾妻山火山防災訓練」を実施した。「浄土平避難誘導訓練」では、浄土平施設関係職員と国・県・市等の関係機関が参加しての観光客の避難誘導及び避難広報について、「吾妻山火山防災訓練」では、自治体、消防、警察、自衛隊等が参加しての合同現地災害対策本部での調整、現場指揮所の設置及び捜索・救助・救急等の応急対応についての訓練等、実践的な内容で実施している。

他の火山については、関係市町村の避難計画の策定後に訓練を実施することとしている。

イ 津波防災訓練における県、市町、関係機関の相互連携（24）

危機管理総室において、南相馬市及び相馬地方広域消防本部との共催で開催した平成27年度福島県総合防災訓練において、地震発生に伴う大津波警報の発表と沿岸住民の緊急避難を想定に入れ、地域の住民の協力を得て、津波避難指示広報訓練及び津波避難誘導訓練を実施し、また、相双地方振興局が広野町及び双葉地方広域市町村圏消防本部と共に開催した、平成27年度福島県相双地方（広野地区）総合防災訓練においても、地区住民が参加しての津波情報収集伝達避難訓練及び住民避難誘導訓練を実施している。

津波災害への第一対応が避難であることを反映し、地元市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て実働型の訓練が実施されており、県総合防災訓練及び地方総合防災訓練において、東日本大震災で津波が越えることはなかった国道6号を横断して避難する訓練や、車道上の放置車両を撤去する訓練を実施している。

第4 監査委員意見

平成23年の東日本大震災、平成26年の豪雪、広島市で発生した土砂災害、御嶽山の噴火等、本県及び全国で発生した大規模な災害により、本県の防災体制について、これらの教訓を踏まえた大幅な見直しが必要となった。これに対応し、県では、平成24年度～平成27年度に県防災計画を4回修正して初動対応や各種災害対策等を見直し、防災体制の強化を図っている。

これにより見直された主な防災体制について、県の応急活動体制（関係3項目）、災害情報の収集伝達体制（関係3項目）、避難体制（関係6項目）、物資の調達・供給体制（関係3項目）、医療救護体制（関係1項目）、緊急輸送体制（関係1項目）、雪害・火山災害防災体制（関係5項目）及び防災訓練体制（関係2項目）の8体制24項目に分類し、その整備状況を監査した結果、各関係項目の実施体制に係る規程、要綱・要領、マニュアル、関係団体との協定及び協議会等がおおむね適切に整備されていると認められた。

なお、各体制において、個別に検討改善を要する点は以下のとおりである。監査対象機関に関する記載であるが、今回の監査の対象とならなかった機関においても、担当する事務事業の参考とし、検討改善に努められたい。

1 県の応急活動体制について

(1) 初動対応における職員の動員について、県防災計画、業務継続計画及び職員行動マニュアル等により、勤務時間外に大規模災害が発生した場合等の、伝達ルート、登庁場所、登庁時の交通手段及び教育・訓練等について定め、その実施体制がおおむね整備されているが、所属としての把握等の対応が十分でない機関が見受けられた。

当該機関においては、連絡網の整備、登庁場所及び交通手段の把握等、伝達・参集体制の整備に努められたい。

(財務総室、県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局、地域づくり総室、生活環境総室、観光交流局、森林林業総室)

(2) 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置については、警察本部として合同調整所への要員派遣に係る規定を整備し、必要な訓練も実施しており、合同調整所の体制が整備されているが、設置に係る連絡調整について明示されておらず、訓練時はその主催者が調整し実施している。

災害現場における部隊間の情報共有、活動調整及び相互協力の円滑化を図るため、合同調整所の設置主体に関する定めについて、県本部及び関係機関で協議して決定することが望まれる。

(危機管理総室、警察本部)

2 災害情報の収集・伝達体制について

(1) 県リエゾンの派遣については、指定職員、派遣基準及び活動内容等を定め、指定

した職員の教育・訓練も実施している。このうち、県本部から派遣する県リエゾンについては、地方本部からの派遣が困難という極めて例外的な状況での派遣を想定し、状況に応じてその都度選定することとしている。

県本部からのリエゾンの派遣については、緊急時に備え、職員の選定方針等を予め定めておくことが望まれる。

(危機管理総室)

(2) 災害発生直後に、市町村長と直接連絡を行うホットライン方式の情報収集について、担当する県所属と各市町村の担当職・電話番号を記載した連絡先一覧を作成し、情報収集体制が整備されているが、平成26年1月以降更新していないため、連絡先一覧の県組織名が現時点と一致しないなどの細かい不備が見受けられ、また、当該方式を良く理解していない市等があった。

ホットライン方式の情報収集について、県の担当部局、地方本部（地方振興局）及び市町村において、連絡先の定期的な更新を行い、関係機関による当該体制の共有に努められたい。

(危機管理総室、県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局)

3 避難体制について

市町村が行う避難勧告等の判断について、危機管理総室が把握する各市町村の判断基準策定の進捗状況等の情報が、市町村への助言機関に指定されている河川港湾総室や建設事務所と十分に共有されていない。

市町村が策定したマニュアルやその進捗状況等を危機管理総室と河川港湾総室・建設事務所で共有し、避難勧告等の判断における市町村の分析力の向上に資するための情報提供や研修の実施を検討するなど、技術的な助言の充実が望まれる。

(危機管理総室、河川港湾総室、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所)

4 応急物資の調達・供給体制について

支援物資の在庫管理及び輸送について、県トラック協会と「災害時等における緊急物資の受入れ、管理・保管及び配送を行う施設の運営等に関する協定書（平成20年3月）」を締結し、県・市町村物流施設の開設・運営や物流専門家の派遣等について定めているが、県トラック協会から、県・市町村物流施設の開設・運営に係る業務の実施が困難なため、当該協定の見直しが要請されている。

県倉庫協会及び県トラック協会との協定における業務の範囲、特に、物資の受入れ、仕分け、保管・管理及び出庫業務における各団体と県の業務分担を再確認し、必要に応じた協定の見直しを考慮する必要がある。

(危機管理総室)

5 医療救護体制について

災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣等について、国（厚生労働省）策定の「D P A T活動マニュアル（平成27年1月）」等により、全国の枠組みでの活動体制がおおむね整備され、派遣実績もあるが、福島県独自の活動マニュアルについては、災害派遣医療チーム（D M A T）や自衛隊との連携、災害対策本部救援班との関係等についての検討後に整備する予定になっている。

D P A Tの派遣実績等を踏まえながら、D M A Tや自衛隊との連携等について検討を進め、福島県における活動マニュアルの作成が望まれる。

(生活福祉総室)

6 緊急輸送体制について

道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から行う指示について、具体的な想定が関係機関で共有されていない状況にある。

当該業務について、具体的な想定や業務の流れを県本部の関係マニュアルに記載し、県本部と関係機関による共有に努められたい。

(危機管理総室、道路総室、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所、警察本部)

7 雪害・火山災害防災体制について

(1) 豪雪による立ち往生車両が発生した場合は、冬期交通確保の連絡体制等により情報を収集し、道路管理者から要請があれば、県本部が市町村及び協定締結先等と連携して、ドライバー向けの避難所設置や食料の提供について、全県的に対応することとしている。

この対応の仕組みについて、会津地方の関係機関と情報共有しているが、豪雪地域以外の地域においても立ち往生車両が発生するおそれがあることから、県内各地域において市町村等の関係機関と情報共有することが望まれる。

(危機管理総室、道路総室、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所、警察本部)

(2) 吾妻山、安達太良山、磐梯山について、各火山防災協議会を設置し、下部組織にコアグループ会議も設置して機動的に運営する体制が整備されているが、関係市町村による避難計画の策定については、これから段階にある。

活火山は急激な活動変化の可能性であることから、関係市町村による避難計画の策定ができるだけ早く進捗するよう、吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の積極的な運営が望まれる。

(危機管理総室)

8 防災訓練体制について

(1) 吾妻山、安達太良山及び磐梯山の火山防災訓練について、福島市により避難計画

が策定されている吾妻山で実施しているが、他の火山については、関係市町村の避難計画の策定後に実施することとしている。

安達太良山及び磐梯山の火山防災訓練について、関係市町村による避難計画策定の進捗状況を踏まえながら、早期に実施することが望まれる。

(危機管理総室)

(2) 津波防災訓練については、平成27年度の福島県総合防災訓練及び福島県相双地方（広野地区）総合防災訓練において、地元市町、防災関係機関及び地区住民等の参加を得て、避難を中心とした実働型の訓練を実施し、東日本大震災で津波が越えることはなかった国道6号を横断する避難や、車道上の放置車両の撤去を想定した訓練を実施している。

県防災計画に「冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定した訓練」とあることを踏まえ、昼間時の訓練において冬期・夜間の想定を行うなどの工夫を加え、より実践的な訓練の実施が望まれる。

(危機管理総室)

9 終わりに

防災体制については、今後起こりうる様々な災害に対応するため、過去の大規模な災害の教訓等を基に、可能な限り計画・マニュアル等により整備し、後世に引き継いでいくことが重要である。また、災害に対する備えに完成はなく、防災体制を不斷に見直し、改善を図っていくことが望まれる。

県においては、引き続き、全庁が一丸となって、こうした体制の整備を推進とともに、市町村及び関係機関等との連携を強化し、県民と一体となって地域防災力の向上に努め、県民の安全と安心の確保に取り組まれることを期待し、この報告を終了する。

表2 職員動員体制の整備状況(勤務時間外等の全員参集) (平成28年10~11月職員調査時)

所属名	防災連絡員を通じての伝達・連絡ルート	所属に登庁できない場合の参集場所	登庁時交通手段	教育・訓練
総務部	財務総室	防災連絡員からの連絡網を整備	把握なし	把握なし 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
	県中地方振興局	防災連絡員からの連絡網を整備	把握なし	把握なし 地方本部事務局指定職員の訓練
	会津地方振興局	防災当番者からの連絡で連絡網なし(県民環境部)	職員ごとの最寄りの県機関名を把握(県民環境部)	把握なし 地方本部事務局指定職員の研修、訓練
	相双地方振興局	防災連絡員からの連絡網を整備	把握なし	把握なし 地方本部事務局指定職員の訓練
危機管理部	危機管理総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握(県北は危機管理総室、その他は地方振興局)	徒歩、自転車 県本部事務局指定職員の訓練
企画調整部	地域づくり総室	防災連絡員からの連絡網を整備	把握なし	把握なし 実施なし
生活環境部	生活環境総室	連絡網を整備(防災連絡員の位置づけなし)	把握なし	把握なし 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
保健福祉部	保健福祉総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車、自動車、公共交通機関 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
	生活福祉総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車、自動車、公共交通機関 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
	県中保健福祉事務所	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車、自動車、公共交通機関 所内研修
商工労働部	観光交流局	防災連絡員からの連絡網を整備	把握なし	把握なし 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
農林水産部	森林林業総室	防災連絡員からの連絡網を整備	業務に関連する機関との方針のみで把握なし	把握なし 県本部事務局指定職員の訓練(参加)
土木部	企画技術総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 ・年度当初の職員説明会 ・県本部事務局指定職員の訓練(参加)
	道路総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 年度当初の職員説明会
	河川港湾総室	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 総室内メール連絡訓練
	県北建設事務所	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 職員説明会
	県南建設事務所	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 職員説明会
	いわき建設事務所	防災連絡員からの連絡網を整備	職員ごとの最寄りの県機関名を把握	徒歩、自転車 危機管理研修、職場内訓練
その他	警察本部	防災連絡員からの連絡網を整備	最寄りの警察署等	徒歩、自転車 ・非常時想定の訓練 ・県本部事務局指定職員の訓練(参加)

表3 福島県地域防災計画又は福島県業務継続計画(本庁・地方)に基づく各機関の業務マニュアル等の整備状況

(平成28年10~11月職員調査時)

1 県災害対策本部(地方本部)

区分	マニュアル名	整備状況	備考
県本部 事務局 (危機管理総室)	・福島県災害対策本部規程(最終H27.4) ・福島県災害対策本部事務局運営要綱(最終H26.3) ・災害対策本部運営マニュアル(最終H26.3、※原子力班初動のみ最終H28.6) (各班マニュアル・総括班、広域応援・避難班、情報班、通信班、広報班、涉外班、活動支援班、救援班、物資班、原子力班初動) ・情報連絡員(県リエンジン)マニュアル(最終H28.4) ・職員行動マニュアル(最終H28.4)	整備済	
地方本部 県中	・災害対策県中地方本部組織編成規程(最終H28.4) ・県中地方災害対策活動マニュアル(最終H28.4) ・県中地方本部資料集、情報連絡員活動フロー(暫定版)	整備済	
会津	・会津地方災害対策本部組織編成等規程(最終H25.3)はあるが、業務マニュアルは整備されていない。	一部整備	
相双	災害対策相双地方本部等運営要綱はあるが、業務マニュアルは整備されていない。	一部整備	

2 部局(災害対策本部 各部・各班)

区分	マニュアル名	整備状況	備考
総務部 財務班(総室)	※通常業務体制で対応	該当なし	※県税業務は通常業務のマニュアルにおいて非常時対応可
総務部 県中地方振興局	※1の地方本部に同じ	※1の地方本部に同じ	
総務部 会津地方振興局	※1の地方本部に同じ	※1の地方本部に同じ	
総務部 相双地方振興局	※1の地方本部に同じ	※1の地方本部に同じ	
危機管理部 危機管理班(総室)	※1の県本部に同じ	※1の県本部に同じ	
企画調整部 地域づくり班(総室)	※通常業務体制で対応	該当なし	※対象業務が各班応援
生活環境部 生活環境班(総室)	※通常業務体制で対応	該当なし	※被災地区における消費者保護対策は、消費生活相談の通常業務体制で対応可
保健福祉部 保健福祉班(総室)	・福島県保健福祉部災害対応マニュアル(最終H28.3) ・福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン(最終H25.12)	整備済	
保健福祉部 生活福祉班(総室)	・福島県保健福祉部災害対応マニュアル(最終H28.3) ・福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン(最終H25.12) ・福島県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(最終H27.2) ・福島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル(最終H28.3)(※福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会)	整備済	
保健福祉部 県中保健福祉事務所	・福島県保健福祉部災害対応マニュアル(最終H28.3) ・福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン(最終H25.12) ・県中保健福祉事務所災害対応マニュアル(最終H28.4) ・県中地方本部組織支援体制指針(※前記マニュアルに含む)	整備済	
商工労働部 観光交流班(局)	借上げ避難所について、東日本大震災時の実施要領は整備されているが、新たな同規模災害を想定した業務マニュアルとはなっていない。	一部整備	
農林水産部 森林林業班(総室)	・福島県山地防災ヘルパー設置要領(制定H13.12) ・森林土木事業等関係災害対応マニュアル(最終H28.3)	整備済	※山地防災ヘルパーは農災以降点検済
土木部 企画技術班(総室)	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新)	整備済	
土木部 道路班(総室)	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新) ・除雪業務改善のためのアクション・プラン(最終H28.8) ・道路総合における整備体制について(最終H25.11) ・除雪事業計画(最終H27.11) ・除雪事業実施要領(最終H26.11) ・災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き(策定H27.3) ・道路雪害対策本部等活動要領(最終H27.2)	整備済	
土木部 河川港湾班(総室)	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新) ・福島県水防計画(最終H28年度版) ・砂防指定地等の点検に関する実施要領(最終H27.4)	整備済	
土木部 県北建設事務所	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新) ・県北建設事務所水防配備体制(最終H28.4) ・福島吾妻裏磐梯線(スカイライン)道路管理マニュアル(最終H27.9)	整備済	
土木部 県南建設事務所	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新) ・平成28年度県南建設事務所異常気象等行動マニュアル(最終H28.4)	整備済	
土木部 いわき建設事務所	・大規模災害発生時の福島県土木部業務継続計画(最終H27.2) ・大規模地震発生後の3日間行動計画(策定H20.4、名簿毎年度更新) ・平成28年度いわき建設事務所 待機行動マニュアル(最終H28.4)	整備済	
警察本部 警察班(本部)	・緊急事態における福島県警察の初動措置に関する訓令(策定H28.7) ・福島県災害警備計画(策定H28.7) ・災害警備専科資料(自然災害対応要領)(最終H28.8) ・福島県警察緊急時業務継続計画(最終H24.8) ・大規模災害における交通規制要領(マニュアル)(最終H27.4)	整備済	